（変更1回） 契 約 変 更 の 内 容

<table>
<tr><td>契約変更年月日</td><td>令和　8年１０月１５日</td></tr>
<tr><td>契 約 業 者 名</td><td>公益社団法人瀬戸内海海上安全協会</td></tr>
<tr><td>契約業者の住所</td><td>広島県広島市南区的場町一丁目3番6号</td></tr>
<tr><td>業 務 の 名 称</td><td>徳山下松港新南陽地区航路・泊地（－１２ｍ）航行安全管理業務</td></tr>
<tr><td>業 務 場 所</td><td>山口県周南市臨海町地先</td></tr>
<tr><td>業 務 区 分</td><td>建設コンサルタント等</td></tr>
<tr><td>業 務 概 要

（変更した内容）</td><td>４．業務内容
<table>
<tr><th>業 務 名 称</th><th>業 務 内 容</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td colspan="5">徳山下松港新南陽地区航行安全管理業務</td></tr>
<tr><td></td><td>航行安全管理業務</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>打合せ</td><td>回</td><td>原型約のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>協議・報告</td><td>回</td><td>原契約のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>成果物</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>履 行 期 間（自）</td><td>令和　8年　4月１４日</td></tr>
<tr><td>履 行 期 間（至）</td><td>令和　8年１０月１６日</td></tr>
<tr><td>変更前の契約金額</td><td>１８，４４７，０００円（税込み）</td></tr>
<tr><td>変 更 金 額</td><td>１，７４９，０００円（税込み）</td></tr>
<tr><td>変更後の契約金額</td><td>２０，１９６，０００円（税込み）</td></tr>
<tr><td>変 更 理 由</td><td>別紙変更理由書のとおり</td></tr>
</table>

（別紙）

変 更 理 由 書

１．　業　務　名　　徳山下松港新南陽地区航路・泊地（-12m）航行安全管理業務

２．　履 行 期 間　　令和８年４月１４日　～　令和８年１０月１６日

３．　請 負 代 金 額　　１８，４４７，０００ 円

４．　変 更 理 由

本業務は、徳山下松港新南陽地区航路・泊地(-12m)浚渫工事、徳山下松港新南陽地区航路・泊地(-12m)浚渫工事(その2) 及び徳山下松港新南陽地区航路・泊地(-12m)浚渫工事(その3) の実施にあたり、工事の安全と円滑な遂行及び付近を航行する船舶の安全確保のため、工事に関する情報、航行船舶の情報、気象海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を工事関係者及び航行船舶等に速やかに伝達するものであるが、今般、以下の理由により設計図書を変更する必要が生じた。

１） 航行安全管理業務：電源引き込み等費用の計上
航行安全管理業務の管理室を設置に伴い、電源の引き込み等の費用として発動発電機設置に係る費用を計上する。

２） 航行安全管理業務：業務対象工事の確定
令和8年7月6日付けで徳山下松港新南陽地区航路・泊地（-12m）浚渫工事（その３）が契約され、業務対象予定工事が確定したため、変更する。

３） 航行安全管理業務：業務日数等の変更
航行安全管理業務の対象となる浚渫工事の稼働実績に伴い、業務日数等を精算変更する。